

平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 リーダー電子株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北川 昇  
( J A S D A Q ・ コード 6 8 6 7 )  
問合せ先  
役職・氏名 経営情報室長 新部 喜之  
電 話 0 4 5 - 5 4 1 - 2 1 2 1

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 61 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
2. 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
3. 定款変更の理由
  - (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除する旨及び業務執行取締役でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 31 条(取締役の責任免除)及び第 41 条(監査役の責任免除)を設けるものであります。

なお、定款第 31 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
  - (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。
4. 定款変更の内容  
定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第40条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第32条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第42条～第48条 (現行どおり)</p>

以 上